

椎葉村伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この事務取扱要領は、椎葉村における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（以下「状況報告書」という。）、林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」及び宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務処理等マニュアル（平成29年8月29日付け24955-1571定め。）に係る事務に必要な事項を定め、もって、伐採等の実態を的確に把握し、適正な森林施業の実施や誤伐及び盗伐の防止を図る。

第2 伐採等届出の事務処理

- 伐採等届出の事務処理は、この事務取扱要領に基づき行うものとする。
- 椎葉村は、事務取扱要領の内容を森林所有者や伐採事業者等に周知し、適正かつ円滑な伐採等届出の事務処理を行うものとする。
- 伐採等届出は、「伐採及び伐採後の造林の届出書 記載例」（様式第1号）を参考に記載し、提出するものとする。
- 伐採等届出に添付する書類は、次の表によるものとする。

	添 付 書 類	備 考
1	伐採及び伐採後の造林の届出書 チェックリスト	【チェック項目】 ① 確認事項 ② 伐採の目的 ③ 記載事項の確認 ④ 添付書類の確認 必須 伐採届出を提出する者が作成し、提出すること。
2	伐採地がわかる書類	位置図、字図、地積図等 （森林簿、森林計画図） 必須
3	森林所有者の伐採等の意思が確認できる書類	誓約書（様式第5号） 必須
4	土地所有者が確認できる書類	・登記簿謄本 ・登記事項要約書 ・名寄帳 ・固定資産納税通知書等 村長が必要と認めた場合

	添 付 書 類	備 考
5	造林者の住所が確認できる書類	住民票、免許証等 村長が必要と認めた場合
6	森林境界のわかる書類	隣接所有者を確認したことがわかる書類（記名、押印のある書類等） 村長が必要と認めた場合
7	地元や関係団体、関係施設管理者との協議 ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合、施設管理者等	協議書、承諾書等 村長が必要と認めた場合
8	その他 (市町村長が独自に定めるもの)	立木の売買契約書、土地の売買契約書等 村長が必要と認めた場合

※ 「4 土地所有者が確認できる書類」は、公的機関が発行する書類とする。

※ 「5 造林者の住所が確認できる書類」は、本人が確認できる書類とする。

4 椎葉村は、伐採等届出に記載された内容が椎葉村森林整備計画に適合するときは、適合通知書を、それ以外の場合は確認通知書を届出者に送付するものとする。

5 椎葉村は、伐採等届出に記載された内容が椎葉村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を文書等で指導し、その指導に従わない場合には、伐採等届出者に対し「変更命令」を行うものとする。

ただし、伐採の目的が森林以外の用途への転用を行うものである場合には、伐採の方法が椎葉村森林整備計画に適合していないものであっても、変更命令の対象としない。

6 椎葉村は、伐採等届出者が「変更命令」に従わず伐採を続けた場合には、「無届伐採」として告発の対象となることを、伐採等届出者に周知する。

第3 伐採等届出の変更届出に係る事務処理

1 伐採等届出者は、伐採等届出の記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じてから14日以内に「伐採等届出に係る変更届出書」（様式第2号）により、椎葉村へ報告するものとする。

【届出内容変更例】

- ・ 森林の所有権等権原を有する者が変わる場合
- ・ 伐採、あるいは開発する面積が変わる場合
- ・ 伐採の方法が変わる場合（択伐から皆伐等）
- ・ 伐採する樹種や林齢が違っていた場合
- ・ 伐採後の造林の方法や期間、造林樹種が変わる場合
- ・ 伐採だけの届出であったが、開発を伴う計画となった場合
- ・ 伐採跡地の用途が変わる場合
- ・ その他上記に該当しない変更の場合

- ※ 伐採箇所が変わる場合には、その旨連絡し、新たに伐採等届出を行うこと
- 2 椎葉村は、上記の提出があった場合には、第2「伐採等届出の事務処理」に準じて処理を行うものとする。

第4 伐採届旗の交付、掲揚、期間

- 1 椎葉村は、1ヘクタール以上の伐採届出の提出があり、椎葉村森林整備計画に即した内容である場合は、伐採届旗（別図1）を届出者に交付する。
なお、森林法第15条の森林経営計画に係る森林の伐採等の届出（森林経営計画認定森林）の伐採については、森林所有者（認定請求者）からの「伐採届旗交付申請書」（様式第3号）があった場合のみ交付するものとする。
ただし、伐採箇所の状況等により交付が必要と認められるものについては、この限りでない。
- 2 伐採を開始する際には、伐採する森林に交付のあった伐採届旗を周辺から分かりやすい場所に掲揚するものとする。
- 3 適合通知を受領した申請者は、伐採届旗の近くに、市町村名、申請者の氏名又は会社名、適合通知番号、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識（別図2）を設置するよう努めるものとする。
- 4 伐採等届出者及び伐採等届出交付申請者は、設置された伐採届旗を伐採開始から伐採終了後まで掲揚し、伐採期間中は伐採届出旗の紛失、破損防止に努めるものとする。

第5 状況報告の事務処理

- 1 森林所有者（造林者）は、人工造林又は天然更新による造林が終わった日から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（様式第4号）により椎葉村農林振興課へ報告するものとする。
- 2 椎葉村は、上記の報告を受けた場合には、現地調査又はその他の方法により森林の状況を確認するものとする。
なお、必要があると認められる場合には、森林所有者（造林者）に立会を求めることができる。
- 3 森林所有者（造林者）は、天然更新による造林が宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月、平成24年2月定め。）を満たしていない場合には、椎葉村森林整備計画に基づき、植栽等により確実に更新を図るものとする。

附 則

この事務処理要領は、平成30年4月1日から施行するものとする。